

証券会社に関する内閣府令（平成十年 総理府
大蔵省 令第三十二号）

		改 正 案	
別表第二（第三十条第一項関係）			
	書 取引報告 （略）	類 書類の種 記載事項	備考
<p>一・二（略） 三 国債の入札前取引（国債の発行日前取引）（国債の停止条件付売買取引であつて、国債が当初予定された発行日に発行されることを停止条件として、当該発行日の前日以前に契約を行い、当該国債の受渡決済を当該発行日以降に行つたものをいう。）のうち、国債の入札予定日、発行予定額、発行予定日及び償還予定日が判明した時点から当該国債の入札日における回号及び表面利率等の発表時刻までの間において行う取引をいう。以下同じ。</p>			
		現 行	
別表第二（第三十条第一項関係）			
	書 取引報告 （略）	類 書類の種 記載事項	備考
<p>一・二（略） （新設）</p>			

		<p>（ ）については、国債の入札前取引である旨、償還予定日及び約定利回り（当該国債が変動利付国債である場合には、基準金利に対するスプレッド。以下同じ。）の記載をもつて、銘柄、単価及び金額の記載に代えることができる。</p> <p>四〇六（略）</p>

別表第八（第六十条第二項関係）

法定帳簿の種類	記載事項	伝票	一 注文（略）	二 取引（略）
記載要領等			<p>一・二（略）</p> <p>三 国債の入札前取引に係るものについては、国債の入札前取引である旨、償還予定日及び約定利回りの記載をもつて、銘柄及び約定価格の記載に代えることができる。</p> <p>四〇三（略）</p>	一〇五（略）

		<p>三〇五（略）</p>

別表第八（第六十条第二項関係）

法定帳簿の種類	記載事項	伝票	一 注文（略）	二 取引（略）
記載要領等			<p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p>	一〇五（略）

<p>(略)</p> <p>元帳 品勘定 ング商 ーデイ 五 トレ</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 国債の入札前取引については、国債の入札前取引である旨及び償還予定日の記載をもって、銘柄の記載に代えることができる。</p> <p>三 十 (略)</p>	<p>日記帳</p>	<p>(略)</p>	<p>六 国債の入札前取引については、銘柄、単価、金額及び受渡月日を入札後に記載することができる。この場合においては、取引の成立後に、国債の入札前取引である旨、償還予定日及び約定利回りを記載しなければならぬ。なお、それぞれの事項を記載した期日及びそれらの記載の経緯が判別できるようにしておくこと。</p> <p>七 十 (略)</p>
<p>(略)</p> <p>元帳 品勘定 ング商 ーデイ 五 トレ</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>一 (新設) (略)</p> <p>二 九 (略)</p>	<p>日記帳</p>	<p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>六 九 (略)</p>

七 顧客 勘定元 帳	一 信用取引、発行日取引、先物取引、有価証券オプシオン取引、選択権付債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプシオン取引（十三）取引残高報告書の項において「信用取引等」という。	(略)
七 顧客 勘定元 帳	<p>一 信用取引、発行日取引、先物取引、有価証券オプシオン取引、選択権付債券売買、先渡取引、有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプシオン取引に係るものの顧客名、約諾書番号、銘柄、弁済期限、限月又は受渡年月日、売り又は買いの別、権利行使期間、取引期間、権利行使価格、プット若しくはコールの別又はオプシオンの行使により成立する取引の内容、選択権料、約定月日、株数、数量、単価、金額、委託手数料、信用取引支払（受取）利息又は品借（貸）料、入出金、差引残高、受入保証金、委託証拠金又は売買証拠金その他の担保財産に関する事項（現金又は代用有価証</p>	(略)

(略)	
(略)	売買証拠金その他の担保財産に関する事項（現金又は代用有価証券等の別、受入又は返却年月日、銘柄、数量、金額）
(略)	
(略)	
(略)	券等の別、受入又は返却年月日、銘柄、数量、金額
(略)	